

15歳になったら、自分でマイナンバーカードが申請できます!

マイナンバーカードって何だろう?

マイナンバーカードには、自分のマイナンバーに加え、名前、住所、生年月日、性別などが記載されています。**通知カードとの大きな違いは、顔写真とICチップがついていること。**このカード1枚で、公的な身分証明書として使うことができます。

マイナンバーカードの申請は、**15歳未満の場合、保護者が代理人として申請する必要がありますが、15歳になれば、「自分で」申請ができます。**



マイナンバーカード

オモテ



- ① **基本の4情報** 氏名、住所、生年月日、性別が印刷されています。
- ② **写真** 申請時に提出した写真
- ③ **有効期限**
マイナンバーは一生使い続ける番号ですが、カードには有効期限があります。20歳未満は5年、20歳以上は10年ごとに更新する必要があります。なお、外国人住民の場合は、在留資格や在留期間によって異なります。
- ④ **臓器提供意思表示**
15歳から、自分の身体に万が一のことがあった場合に臓器を「提供したくない」や「提供したい」という意思を表示することができます。保護者の方とよく話し合い、「提供したくない」「提供したい」などの意思について○や×を記入します。

オモテ面は、身分証明書として使えます!

ウラ



- ⑤ **磁気ストライプ**
自治体でマイナンバーカードを利用するときに使う部分です。
- ⑥ **ICチップ**
オモテ面に記載された「基本の4情報(氏名、住所、生年月日、性別)」と顔写真、マイナンバーなどが記録されています。オンラインで行政手続ができるように、電子証明書も入っています。
- ⑦ **QRコード**
マイナンバーが記録されています。
- ⑧ **マイナンバー**
盗み見されにくいように、数字の後ろはグレーになっています。

いろいろな機能が
ついているよ



◎通知カードとの違いは?

すでに自治体から郵送されている「通知カード」と「マイナンバーカード」の大きな違いは、顔写真とICチップがあるかどうか。顔写真のない「通知カード」は身分証明書としては使えません。また、マイナンバーカードのウラ面にはマイナンバーが記載されているので、必要な利用場面(詳しくはP8、P9へ)以外では安易にコピーなどされないよう、注意が必要です。



通知カード	マイナンバーカード
マイナンバーがわかる	マイナンバーがわかる
身分証明書としては使えない	身分証明書として使える
マイナンバーの手続では、本人確認のための書類が別に必要	ICチップが搭載されていて、行政サービスをスムーズに受けられる

マイナンバーカードの申請方法は?

郵送やスマートフォンからの申請は、下の手順にしたがって行います。また、パソコンや町なかの証明写真機からも申請できます。詳しい手続の 방법은「マイナンバー総合サイト/マイナンバーカード交付申請」で検索してください。

(参考)
マイナンバー総合サイト/マイナンバー交付申請
<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/index.html>

郵送での申請方法

- ① 「通知カード」とともに郵送された、「個人番号カード交付申請書」を確認。
- ② 個人番号カード交付申請書に署名、または記名・押印し、顔写真を貼り付けます。
- ③ 交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します。

スマートフォンからの申請方法

- ① 交付申請書のQRコードをスマホで読み込んで、メールアドレスを登録。
 - ② 登録したアドレス宛に通知された申請者専用ウェブサイトへアクセスして、スマホで撮影した顔写真やその他の必要な情報を登録。
- ※あらかじめ撮影してなくても、操作中に撮影することができます。
- ③ 申請完了のメールが届いて完了。



指導の
ポイント

以下の点を中心にご説明ください。

A B 「通知カード」と「マイナンバーカード」の違いを理解させる

B

C 自分たちも15歳になれば、マイナンバーカードを自分で申請できることを理解させる